

需給調整市場に係る取引規程の一部訂正について

2022年6月22日
電力需給調整力取引所

2022年4月1日付改定の取引規程につきまして、一部記載漏れ、誤記等がございましたので、下記の通り訂正するとともに、お詫び申し上げます。

訂正後の取引規程につきましては、[需給調整市場に係る取引規程類の公表](#)に掲載しております。

記

<訂正箇所①>

- ・取引規程（一連版 2022/4/1 実施） 別冊（三次調整力②）
第8章 アセスメント>第39条（アセスメント）>第1項>（2）～（4）の記載漏れを追記

<訂正箇所②>

- ・取引規程（三連版 2022/4/1 実施） 本則
第2章 取引共通>第13条（リソース等が満たすべき要件）>第1項>
（2）設備に関する要件>イ 対象リソースに関する要件>（ニ）における脱字の訂正

【訂正後】

- （ニ）・・・なお、発電リソースと同一地点の需要リソースを用いて複数の地点をアグリゲートする場合（地点単位での供出可能量が1,000キロワット未満の地点に限る。）、ネガポジリスト・パターン単位で三次調整力②に入札を行う。

<訂正箇所③>

- ・取引規程（一連版・三連版 2022/4/1 実施） 本則
第10章 精算>第50条（料金等の授受）>第5項>（2）における脱字の訂正

【訂正後】

- (2) 取引会員が第4項のいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日とする。

<訂正箇所④>

- ・取引規程（一連版・三連版 2022/4/1 実施）別表
（用語の定義）> (3) 地域要求量（AR）における誤字の訂正

【訂正後】

- (2) 各一般送配電事業者の負荷周波数制御に用いる調整力の必要量をいい、周波数偏差と連系線潮流偏差から算出される制御必要量を指す。（Area Requirement の略）

<訂正箇所⑤>

- ・取引規程（三連版 2022/4/1 実施）における目次ページ数の誤記を訂正

以 上